船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるコンクリートブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の撤去をする者に対し、当該ブロック塀等撤去費用の一部として、予算の範囲内で補助金を交付することに関して、必要な事項を定める。また、この要綱に記載なきことについては、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年規則第50号。以下「規則」という。)の定めによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に揚げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 危険ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、レンガ造その他の組積造による塀及び門柱(これらの下部に設置された基礎及び擁壁(以下「基礎等」という。) を含む。以下「ブロック塀等」という。) であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。
 - ① 道路面からの高さが土圧を受ける部分を含めて1m以上のものであり、かつ、土 圧を受けていない部分の高さが60cm以上のもの。
 - ② 高さがブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの。
 - ③ 市長が危険と判断したもの。
 - (2) 撤去 敷地内の危険ブロック塀等の撤去については次に掲げるものとする。
 - ① 危険ブロック塀等の基礎等を含む全部の撤去(以下「全部撤去」という。)
 - ② 危険ブロック塀等の一部の撤去であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの (以下「一部撤去」という。)
 - ア 撤去されないブロック塀等の道路面(基礎等が道路面より高い場合にあっては当該基礎等)からの高さが40cm以下であること。
 - イ 撤去されないブロック塀等が地震に対して安全な構造であると市長が認め るものであること。
 - (3) 通学路等 小学校の通学路、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第 123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第3項第2号若しくは第3号の 規定により千葉県耐震改修促進計画に記載された道路又は耐震改修促進法第6条第 3項第2号の規定により船橋市耐震改修促進計画に記載された道路とする。
 - (4) 軽量フェンス等 ネットフェンス、アルミフェンス等のフェンス類その他これらに類 する塀と同等の機能を有するものをいう。

(助成対象事業)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 第42条に定める道路又は通学路等に面する危険ブロック塀等の撤去とする。ただし、法第42条第2項に定める道路とみなし道路境界線間の危険ブロック塀等を撤去する場合は、 建築行為を伴わないものに限る。

(助成対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において危険ブロック塀等を所有する者とする。ただし、次の各号の一つに該当する者は助成対象者とはしない。なお、第1号に掲げる要件にあっては、市長が必要あると認める場合は、この限りでない。
 - (1) 市税を滞納している者
 - (2) 危険ブロック塀等が設置されている敷地で、すでにこの要綱及び趣旨が同様並びに 類似するものに基づいて補助金の交付を受けたことがある者
 - (3) 販売を目的として、整地や建物解体工事をする際に危険ブロック塀等を撤去する者
 - (4) 危険ブロック塀等を法人が所有する場合
 - (5) 船橋市暴力団排除条例(平成24年船橋市条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団等」という。)である者
 - (6) その他特に市長が不適当とする者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表のとおりとする。

撤去方法	面する道路	補助金の額(一敷地あたり。100円未満の端数
		は切り捨てるものとする。)
危険ブロック	通学路等	次のいずれかのうち最も少ない額
塀等全部撤去		① 危険ブロック塀等の撤去に係る費用の2/3
		② 撤去する危険ブロック塀等の長さに1mあた
		り15、000円を乗じて得た額
		③ 300,000円
	通学路等以外	次のいずれかのうち最も少ない額
		① 危険ブロック塀等の撤去に係る費用の2/3
		② 撤去する危険ブロック塀等の長さに1mあた
		り10、000円を乗じて得た額
		③ 200,000円
危険ブロック	通学路等	次のいずれかのうち最も少ない額
塀等一部撤去	通学路等以外	① 危険ブロック塀等の撤去に係る費用の2/3
		② 撤去する危険ブロック塀等の長さに1mあた
		り5、000円を乗じて得た額
		③ 100,000円

(交付の申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、船橋市危険コンク リートブロック塀等撤去助成事業補助金交付申請書(第1号様式)により市長に申請しな ければならない。
- 2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、第4号に掲げる要件に あっては、市長が必要あると認める場合は、この限りでない。
 - (1) 案内図

- (2) 撤去予定の危険ブロック塀等に関する図面
- (3) 危険ブロック塀等の撤去に要する経費の総額の見積書の写し
- (4) 市税を滞納していないことを証する書類
- (5) 危険ブロック塀等の所有者であることを証する書面
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

- 第7条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を附するものとする。
 - (1) 助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告すること。
 - (2) 前号の規定による報告をしたときは、市長の指示に従うこと。
 - (3) 助成対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。
 - (4) 危険ブロック塀等の撤去後に法第42条第2項に定める道路とみなし道路境界線間に塀又は門柱が突出していないこと。
 - (5) 危険ブロック塀等の撤去後にがけ(地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で高さ2mを超えるものをいう。以下同じ。)の上にブロック塀等を築造しないこと。
 - (6) 危険ブロック塀等の一部撤去後に残ったブロック塀等の上には、軽量フェンス等に 限り設置できるものとする。また、残ったブロック塀等が地震に対して安全な状態 であるよう管理すること。
 - (7) 危険ブロック塀等の撤去後に築造する塀は、法及び法の関係規定に適合させるなど、安全性が確保できるものであること。

(決定等の通知)

- 第8条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件 を附した場合にはその条件を船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金交 付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。
- 2 市長は、補助金の不交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその理由を船 橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金不交付決定通知書(第3号様式) により申請者に通知する。

(変更等の承認)

- 第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の計画 を変更又は中止するときは、速やかに船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業 計画(変更・中止)申請書(第4号様式)により市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申請内容を審査し、速やかにその 決定の内容を船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業計画(変更・中止)承認 通知書(第4号様式の2)により当該助成事業者に通知する。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、当該助成対象事業が完了したときは、船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業実績報告書(第5号様式)により、次の各号に掲げる書類を添え

- て、市長に届出なければならない。
- (1) 工事写真
- (2) 助成対象事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (3) 助成対象事業に係る契約書の写し
- (4) 助成対象事業に要した経費の総額の領収証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、当該助成対象事業完了の日から起算して20日以内又 は第8条の通知書の交付を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第11条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金確定通知書(第6号様式)により当該助成事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

(交付決定の取消等)

- 第13条 市長は、次の各号の一つに該当するときは、補助金の交付決定を取消すことができ、その旨を船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により当該助成事業者に通知する。
 - (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
 - (4) 暴力団等であることが判明したとき。
- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取消したときは、助成事業者に当該助成 金の全部又は一部の返還を船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金返還 命令書(第8号様式)により命ずるものとする。

(申請書の取下げ)

第14条 船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金交付申請書(第1号様式)を提出した申請者が、当該申請における補助金の交付決定がなされる前に、当該申請を取下げようとするときは、船橋市危険コンクリートブロック塀等撤去助成事業補助金交付申請取下げ届(第9号様式)により市長に届出なければならない。

(書類の整備)

第15条 助成事業者は、本事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了後においても、市長の承認を受けないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

実施要領)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 一部を改正し、平成31年1月31日から施行する。
- 一部を改正し、令和2年4月30日から施行する。
- 一部を改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。